

伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金) 午前9時02分から10時04分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員

- | | |
|------|-------|
| 2番委員 | 9番委員 |
| 4番委員 | 10番委員 |
| 5番委員 | 11番委員 |
| 6番委員 | 12番委員 |
| 7番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------|---------|
| 1番推進委員 | 9番推進委員 |
| 2番推進委員 | 10番推進委員 |
| 3番推進委員 | 11番推進委員 |
| 5番推進委員 | 12番推進委員 |
| 6番推進委員 | 13番推進委員 |
| 7番推進委員 | 15番推進委員 |
| 8番推進委員 | |

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は8番農業委員が欠席ですが、出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

本日は今年最後の総会になります。皆さんのおかげで本日を迎えられることは有り難いことです。1年間お疲れ様でした。寒い日が続きますが、風邪等をひかないように気を付けて活動をお願いいたします。

本日は総会終了後、農業会議による農業者年金についての研修を計画されており、農業者年金加入推進についてもよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから15ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が58件と、本日お配りした資料の農地法による解約が1件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に

について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、所有権移転について説明します。資料の16ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、福岡県北九州市小倉北区に居住されているFGさんです。譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている認定農業者のMAさんで年齢は57歳です。土地の所在地は、伊佐市大口山野字坂下1095番2ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,014㎡です。申請地は、山野小学校から南西へ約500mに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。本日お配りした総括表をご覧ください。期間は1年から20年で、面積は合計226,091㎡で利用権を設定する者の数は74人、設定を受ける者の数は24人です。土地の詳細については資料17ページから31ページ、番号63番、64番を除いた番号1番から79番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

審議に入る前に事務局から報告がございます。

事務局	<p>整理番号8番の譲受人 株式会社Yについてご説明いたします。法人形態は株式会社であり、定款に株式譲渡について株主総会における議決事項を定めております。</p> <p>事業は、薬草・野草の生産加工と販売でその売上高は過半を超えており事業要件を満たしております。</p> <p>事業に従事する構成員の年間労働日数は150日で、かつ法人の総議決権の過半数を超えており要件を満たしております。</p> <p>農業及び関連事業の常時従事者は代表取締役であり、役員要件を満たしております。</p> <p>経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。</p>
議長	<p>事務局より農地所有適格法人についての報告がありました。整理番号14番は取下げ申請が提出されました。</p>
議長	<p>整理番号1番から16番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。</p> <p>整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>
4番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。</p> <p>申請人 YYさんは、伊佐市大口針持に居住され年齢は66歳です。</p> <p>渡し人 AFさんは、伊佐市大口針持に居住され年齢は80歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字道添64番3ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で5,601㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は41,917㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしました</p>

ので、私7番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は45歳です。

渡し人 ITさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字亀ノ甲1218番1、地目は田、地積は3,066㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は67,125㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口大島に居住され年齢は54歳です。

渡し人 AMさんは、福岡県古賀市に居住され年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字権現原1619番4ほか1筆で、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で1,504㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は2,279㎡で今回の取得面積と合わせ3,783㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され年齢は83歳です。
渡し人 YSさんは、伊佐市大口牛尾に居住され年齢は88歳です。
申請地は、伊佐市大口牛尾字長野1231番2ほか1筆で、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で1,242㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は226,236㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmの範囲にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書その他必要書類等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は77歳です。

渡し人 ITさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字池ノ上56番1で、地目は田、地積は1,721㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は50,766㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番、7番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る12月20日に4番推進委員と共に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 KRさんは、伊佐市菱刈田中に居住され年齢は32歳です。
渡し人 KMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され年齢は63歳です。
申請地は、伊佐市菱刈重留字鑑落1660番ほか4筆、地目は全て田、地積は5筆合計で8,179㎡の所有権移転贈与になります。
受人の経営面積は62,518㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
次に、整理番号7番につきまして引き続き報告します。去る12月20日に4番推進委員と共に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。
申請人 KTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され年齢は28歳です。
渡し人 KMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され年齢は63歳です。
申請地は、伊佐市菱刈田中字上鶴225番ほか4筆、地目は田が4筆と畑が1筆、地積は5筆合計で5,201㎡の所有権移転贈与になります。
受人の経営面積は62,518㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1km以内の範囲にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
以上のような理由により、この2件の申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号8番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る12月19日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 株式会社Yは、伊佐市大口宮人に所在のある農地所有適格法人です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口宮人に居住され年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字谷川628番35で、地目は田、地積は4,938㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は7,249㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約500mです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口針持に居住され年齢は62歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口針持に居住され年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字鳶巣1744番2ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で1,943㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は38,152㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1.3kmの範囲にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る12月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が一括で報告いたします。

申請人 NYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され年齢は50歳です。

渡し人 MKさんは、東京都葛飾区柴又に居住され年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1083番3、地目は田、地積は530㎡の所有権移売買になります。

受人の経営面積は48,763㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約10mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

次に、整理番号11番につきまして引き続き報告します。去る12月1

7日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。
申請人 KKさんは、伊佐市大口下殿に居住され年齢は85歳です。
渡し人 KKさんは、佐賀県三養基郡基山町に居住され年齢は69歳です。
申請地は、伊佐市菱刈下手字須川1906番1、地目は田、地積は508㎡の所有権移転売買になります。
受人の経営面積は5,766㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る12月19日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は60歳です。
渡し人 MHさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は56歳です。
申請地は、伊佐市大口曾木字赤池1914番1で、地目は田、地積は706㎡の所有権移転売買になります。
受人は新規就農者で、今回売買の田と、総会資料28ページ整理番号61番、62番の利用権設定と合わせて経営面積は4,936㎡となり取得可能であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。新規就農者であるため、営農計画書が提出されております。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号13番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る12月17日に現地調査をいたしました

たので、私11番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され年齢は40歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字西水流1557番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で8,334㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は16,430㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmの範囲にあり、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号15番、16番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきままして、去る12月19日に現地調査をいたしましたので、私6番が一括で報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は60歳です。

渡し人 HTさんは、東京都大田区田園調布に居住され年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字石取場2758番1ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で788㎡の所有権移売買になります。

受人の経営面積は4,329㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100m以内です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

次に、整理番号16番につきままして引き続き報告します。去る12月19日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 TYさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は73歳です。

渡し人 HTさんは、東京都大田区田園調布に居住され年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字鷹巣2694番ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で588㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は9,323㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約150m以内あります。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から16番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数16件について、1件の取下げ、15件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番から4番について、関連事業のため一括で10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番から4番につきまして、同一事業のため一括して報告いたします。去る12月20日、申請人のNSさんの代理人であるご両親の立会いのもと、2番農業委員、7番推進委員、私、10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

整理番号1番の所有者は伊佐市大口大田に居住されている DHさん
で年齢は83歳です。

整理番号2番の所有者は福岡県大野城市大城に居住される KKさん
です。

整理番号3番の所有者は伊佐市大口大田に居住されている UTさん
で年齢は75歳です。

整理番号4番の所有者は伊佐市大口元町に居住されている KHさん
で年齢は70歳です。

今回、申請地に牛舎建築予定であり事業主である、申請者 NSさんは、
伊佐市大口大田に居住され、年齢は27歳です。

申請地は番号1番から伊佐市大口牛尾字木崎原282番、2番は同じく
字木崎原282番1、3番同じく字木崎原283番2、4番同じく字木崎
原283番3で、地目は全て畑であり、地積は4筆計で2,361㎡であ
ります。

申請地は牛尾小学校から南へ約200mに位置し、周囲の状況は、東側
は畑と非農地、西側と南側が畑、北側が非農地であり、用途区分変更後、
牛舎を建築する計画であります。この申請は具体的な計画があり、転用に
おいて汚排水・被害防除が整備される予定です。また、申請地は農用地区
域の周辺部であり、用途区分変更により周囲の農地への影響は軽微なもの
と思われます。

用途区分変更後の申請地は農用地区域内農地に該当しますが、転用目的
が農業用施設のため転用可能かと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が
添付されております。

以上の事から、用途区分変更はやむを得ないと判断いたしました。委員
の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から4番について、意見決定することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から4番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数4件について4件の意見が決定いたしました。

議案第4号

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月20日、申請人のMYさん立会いのもと、11番推進委員、12番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口堂崎に居住されているMYさんで年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭522番1で、地目は田、地積は2,634㎡です。

農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は農業用機械置場及び農業用資材置場です。

所在地は、堂崎公民館から西へ約10mに位置しており、南側はハウスと道路、東側は公民館、北側は水田、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、ゼンリン地図、事業計画書、土地改良区の意見書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、処分が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件の処分が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番から4番について、関連事業のため一括で2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番から4番につきまして、同一事業のため一括して報告いたします。去る12月20日、申請人のNSさんの代理人であるご両親の立会いのもと、10番農業委員、7番推進委員、私、2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私2番が報告いたします。この申請は先ほどの議案第3号と同時申請になります。

番号1番から4番の申請者は、伊佐市大口大田に居住されているNSさんで年齢は27歳です。

整理番号1番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されているDHさんで年齢は83歳です。

整理番号2番の譲渡人は、福岡県大野城市大城に居住されているKKさんです。

整理番号3番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されているUTさんで年齢は75歳です。

整理番号4番の譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されているKHさんで年齢は70歳です。

申請地は番号1番から伊佐市大口牛尾字木崎原282番、2番は同じく字木崎原282番1、3番同じく字木崎原283番2、4番同じく字木崎原283番3で、地目は全て畑であり、地積は4筆計で2,361㎡であります。

転用目的は牛舎建設で、所有権移転売買です。農地区分は農用地区域内農地であります。

所在地は、牛尾小学校から南へ約200mに位置し、周囲の状況は、東側は畑と非農地、西側と南側が畑、北側が非農地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る12月20日、申請人のA株式会社の代理人であるT行政書士の立会いのもと、6番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在のあるA株式会社で一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市西佐多町に居住されているSMさんです。

申請地は、伊佐市大口宮人字伊ケ月1298番47で、地目は畑、地積は268㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、

所有権移転売買です。隣接の宅地と合わせて1,065㎡が計画されています。

所在地は、羽月西小学校から南へ約1.5kmに位置しており、南側と東側は畑、西は宅地、北側は非農地となっており、周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、位置図、汚排水処理確約書、全部事項証明書、字図、事業計画書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番、7番について、関連事業のため一括で6番農業委員の報告を求め

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番につきまして、去る12月20日、申請人のA株式会社の代理人であるT行政書士の立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私、6番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私6番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在のあるA株式会社で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口上町に居住されているKSさんで年齢は59歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字霞山236番ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で620㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、羽月西小学校から西へ約400mに位置しており、東側と西側は宅地、南側は畑、北側は道路であり周囲に与える影響はないかと思われます。

次に整理番号7番の譲渡人は、鹿児島市吉野町457番地3に居住されているMTさんです。

申請地は、伊佐市大口田代字霞山237番2で、地目は畑、地積は981㎡であります。

転用目的は太陽光発電施設で、所有権移転売買です。農地区分は第2種農地その他の農地であります。

6番と7番と一体となった事業であり、パネル枚数360枚で発電出力49.5kWを予定しております。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番、7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号6番、7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る12月20日、申請人の有限会社Kの代理人であるT行政書士の立会いのもと、4番推進委員、8番

推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、霧島市溝辺町麓に所在のある 有限会社Kで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されている KMさんで年齢は85歳です。

申請地は、大口原田字満田原161番3ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で1,167㎡です。

転用目的は貸家及び通路で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与です。

所在地は、県立伊佐農林高校から東へ約500mに位置しており、東側は太陽光発電施設、西側は畑と道路、北側と南側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。一部畑がありますが、この畑も譲渡人の所有地であります。

添付書類として、申請書、建築設計図、被害防除計画書及び誓約書、転用に関する誓約書、残高証明書、全部事項証明書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長	<p>議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番、2番について一括で報告をお願いします。事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る12月20日、申請人の代理人であるM行政書士の立会いのもと事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。</p> <p>申請人は、兵庫県神戸市兵庫区本町に所在のあるS株式会社です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字新町原1482番2、地目は畑、地積は3,488㎡です。</p> <p>所在地は、田中小学校から北西へ約200mに位置しており、北側は宅地、東側は雑種地、南側は山林、西側は山林と畑であります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、平成8年4月に工場建設用地として土地を取得しましたが、経営困難な状況が続いていたために工場の拡大をすることが出来ず、現在に至るまでここを従業員駐車場として利用していたとのことです。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から20年以上駐車場として利用されていたことの証明書が添付されています。</p>
事務局	<p>次に、整理番号2番について、去る12月20日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。</p> <p>申請人は、大阪府高槻市柱本に居住されているOMさんです。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字乱橋3044番1、地目は畑、地積は414㎡です。</p> <p>所在地は、本城小学校から南東へ約800mに位置しており、北側は太陽光発電施設、東側と南側は宅地、西側は公衆用道路であります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、平成10年1月に申請地の東側に隣接する宅地の所有者との間で農地法の許可を得ないまま農地を売買し、隣接地の住宅の敷地及び駐車場として整備してしまい現在に至ったとのことです。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、固定資産税の名寄せ台帳が添付されています。</p> <p>調査の結果、この2件の申請については既に農地性は喪失しており、今後も農地として利用する見込みもなく、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして事務局の報告を終わります。</p>

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」については2件申請のうち2件の非農地証明許可が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。

申請人は、霧島市国分松木東に居住されている IMさんです。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2403番ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で2,302㎡です。

所在地は、徳边上集会施設から南へ約200mに位置する農地になります。添付書類として、全部事項証明書が添付されており規定により特例農地としての区域指定に関して特段問題はないと思われま

す。委員皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議 長	賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたします。
議 長	議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをお開きください。12月の月例報告をいたします。6日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市で行われました。20日、現地調査を一斉にしております。24日、本日ですが第9回農業委員会の総会です。1月の行事予定ですが、7日に1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。28日が第10回農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。
議 長	他にないでしょうか。 （「なし」という声、あり。）
6 番 農 業 委 員	今、農地バンクについて議題が出ましたが、今までにも何件か出たと思いますが定着具合はどのようになっていますか。
事 務 局	今年度に出された空き家・空き店舗バンクにつきましては、まだそのままでの状態で、契約には至っていない状況です。
6 番 農 業 委 員	今年、〇〇の所は誰か帰ってきて住んでおられると思いますが。
議 長	事務局にお願いがあります。今年1年間の空き家・空き店舗バンクで指定を行い、解除をした件数を次回の総会の時に報告してください。そうすると何件あったか分かると思います。それでよろしいでしょうか。

6番農業委員	はい。
議長	それでは、次回よろしくお願ひします。他にございませんか。
事務局	人・農地プランの検討会に皆様ご出席いただきありがとうございます。事務局で出席の確認をしておりますが、記録簿の漏れ等がないか再度確認をお願いします。
事務局長	<p>以上で、令和3年度 第9回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。</p> <p>【終了時間 午前10時04分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番